



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 1334 平成18年度地籍調査事業計画の変更(地域振興課)
- 1335 生活保護法による指定施術機関の廃止
(福祉保健総務課)
- 1336 生活保護法による医療機関の指定
(")
- 1337 生活保護法による施術機関の指定
(")
- 1338 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の
指定(障害福祉課)
- 1339 " (")
- 1340 救急診療所の認定(医務課)
- 1341 毒物劇物取扱者試験の実施(薬務課)
- 1342 橋本市、みなべ町、田辺市及び白浜町に係る農業
振興地域の区域の変更等(農林水産総務課)
- 1343 保安林の指定解除の予定通知(森林整備課)
- 1344 保安林の指定の解除予定(")
- 1345 和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する
計画(平成17年和歌山県告示第1390号)の変更
(資源管理課)
- 1346 道路の区域変更(道路保全課)
- 1347 新道路の供用開始等(")
- 1348 道路の区域変更(")
- 1349 新道路の供用開始等(")
- 1350 道路の区域変更(")
- 1351 新道路の供用開始等(")
- 1352 道路の区域変更(")
- 1353 新道路の供用開始等(")

○ 選挙管理委員会告示

- 119 政治団体の設立の届出
- 120 政治団体の届出事項の異動の届出
- 121 和歌山県知事選挙における選挙人名簿の被登録資格
の基準日

○ 公告

- 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- " (")
- 開発行為の工事の完了(")

○ 監査公表

- 監査公表第26号
- 監査公表第27号

○ 正誤

平成18年10月27日付け和歌山県報第1805号目次中

告 示

和歌山県告示第1334号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により定めた平成18年度地籍調査事業計画(平成18年和歌山県告示第628号)の一部を、次のとおり変更した。

平成18年11月14日

和歌山県知事 木村良樹

項 目		変 更 前	変 更 後
調査を行う者の名称			紀の川市
調査地域	郡 市 名		紀の川市
	町 村 名		
	調査地域名		枇杷谷の一部 豊田の一部 東三谷の一部 中三谷の一部 西三谷の一部
調 査 期 間			平成18年11月14日から平成19年3月31日まで

和歌山県告示第1335号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により指定した施術機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年11月14日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田柔 27-17	かなや整骨院	田辺市湊1295-1	平成 18.4.30

和歌山県告示第1336号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年11月14日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田薬 39-18	調剤薬局花みかん てんてん店	田辺市たきない町21-35	平成 18.11.1

和歌山県告示第1337号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年11月14日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	指定年月日
田柔	かなや整骨院	田辺市新屋敷町40-3	平成

28-18

18.5.1

和歌山県告示第1338号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

平成18年11月14日

和歌山県知事 木村良樹

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類(薬局は除く。)	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
南紀新庄クリニック	田辺市新庄町2173番地の1	腎臓	山田純子	平成18.11.1
医療法人淳風会熊野路クリニック	新宮市下田1丁目1番24号	腎臓	越村邦夫	平成18.11.1

和歌山県告示第1339号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に

基づき公示する。

平成18年11月14日

和歌山県知事 木村良樹

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類(薬局は除く。)	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
中野薬局	有田市港町600	-	中野恵子	平成18.11.1
初島薬局	有田市初島町浜1312-3	-	柳智津子	平成18.11.1
緑ヶ丘薬局	新宮市緑ヶ丘1丁目8番43号	-	木下かや	平成18.11.1
株式会社菌徹薬局	御坊市御坊121番地	-	菌守	平成18.11.1
江川薬局	有田市新堂9	-	江川範子	平成18.11.1
わかば薬局打田店	紀の川市上野13-12	-	井関裕弥	平成18.11.1
ゆうあい薬局	岩出市川尻54-1	-	岡本吉令	平成18.11.1
グリーン薬局	紀の川市貴志川町鳥居164-5	-	武本緑	平成18.11.1
ラッキー薬局	東牟婁郡那智勝浦町天満1-50	-	南恵子	平成18.11.1
ラッキー薬局	東牟婁郡太地町太地3391	-	南豊光	平成18.11.1
メディカルステーションそのでつ薬局	御坊市湯川町財部636-2	-	菌益喜	平成18.11.1
大堀薬局	御坊市菌156	-	大堀真人	平成18.11.1
みふく薬局	紀の川市桃山町元361-1 第一ビル1階	-	殿最圭祐	平成18.11.1
みふく薬局粉河店	紀の川市粉河420-2	-	赤松滋子	平成18.11.1
ゆうゆう薬局	海南市重根837番地	-	野口哲夫	平成18.11.1

和歌山県告示第1340号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき、救急診療所を次のとおり認定した。

平成18年11月14日

和歌山県知事 木村良樹

名称	所在地	有効期限
医療法みのり会みのりクリニック	有田郡有田川町吉原908番地	平成21.11.12

和歌山県告示第1341号

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号)第8条の規定により公告する。

平成18年11月14日

和歌山県知事 木村良樹

1 試験期日及び時間

平成19年2月8日(木)

午後1時30分から午後3時30分まで

2 試験場所

(1) 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館 3F特設会議室 5F大会議室

(2) 田辺市朝日ヶ丘23-1

西牟婁総合庁舎 4F大会議室

3 試験区分

一般、農業用品目及び特定品目

4 試験科目

筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

エ 毒物及び劇物の識別及び取扱方法

5 受験申込書等の提出期間及び提出先

(1) 提出書類

ア 受験申込書

和歌山県庁薬務課及び各県立保健所(支所を含む。)に備え付けのもの

イ 写真

出願前6か月以内に撮影した無帽、正面上半身で縦6cm×横4.5cmのもの1枚(裏面に氏名及び生年月日を記載すること。)

ウ 受験手数料

10,500円(県証紙を消印せずにはり付けること。)

(2) 提出期間

平成18年12月4日(月)から平成18年12月15日(金)

(土曜日及び日曜日を除く。)までとし、受付時間は、

午前9時から午後5時45分までとする。ただし、郵送による場合は、平成18年12月15日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先及び提出部数

和歌山県庁薬務課(〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地)又は県立保健所(支所を含む。)へ1部提出すること。

なお、郵送の場合は、必ず簡易書留郵便とし、封筒の表に「毒劇物試験受験申込書」と朱書きし、和歌山県庁薬務課に送付すること。

6 試験日等の注意

(1) 受験申込書はかい書で明確に記入すること。

(2) 受験者は試験開始30分前までに集合すること。

(3) 試験当日は受験票及び筆記用具を持参すること。

7 受験票の送付

受験申込書を受理したときは、受験番号、受験場所等を記載した受験票を本人あて送付する。

なお、受験申込書を提出したにもかかわらず、平成19年1月24日(水)までに受験票が届かないときは、申込書提出先まで連絡すること。

8 その他参考事項

(1) 次のアからエまでに該当する者は、この毒物劇物取扱者試験に合格しても毒物及び劇物取締法第8条第2項の規定により、同法第7条に規定する毒物劇物取扱責任者になることができない。

ア 18歳未満の者

イ 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

ウ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

エ 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

(2) 次に該当する者は、毒物及び劇物取締法第8条第1項の規定により、毒物劇物取扱者試験を受験する必要はありません。

ア 薬剤師

イ 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者

和歌山県告示第1342号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定に基づき、橋本市、みなべ町、田辺市及び白浜町に係る農業振興地域を次のとおり変更する。

なお、昭和49年和歌山県告示第41号の橋本市、昭和47年和歌山県告示第205号及び昭和57年和歌山県告示第247号の

高野口町、昭和47年和歌山県告示第136号の南部川町、昭和45年和歌山県告示第213号の南部町、昭和45年和歌山県告示第213号の田辺市、昭和48年和歌山県告示第748号の龍神村、昭和47年和歌山県告示第898号の中辺路町、昭和47年和歌山県告示第136号の大塔村及び本宮町、昭和47年和歌山県告示第205号の白浜町並びに昭和46年和歌山県告示第44号の日置川町に係る部分を削除する。

その関係図面は省略し、和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課及び関係振興局産業振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成18年11月14日

和歌山県知事 木村良樹

地域名	農業振興地域の区域
橋本地域	<p>橋本市のうち次に掲げる区域であって、別図の青色で囲んだ部分</p> <p>(1) 出塔、中道、上田、西畑、下中、上中及び田原の全域</p> <p>(2) 柏原のうち字塚之本、戸ノ本、越前、浦溝、天上畑、石地、竹木田、井戸ノ本、大道、西垣内、水落、曾野、柳中、宮之前及び新地、吉原のうち字芦ヶ谷、大西、長尾、小西浦、ゴミ谷、ゴミザコ、桑原峰、桑原、寺前、才の神、初光田、風吹段、赤尾山、郷蔵垣内、行者、松之岡、平谷、平岸、中芝、大平、温井戸、田中台、城ノ城、下平、白石、平埜台、中西、丹生谷、西浦谷、上ノ平、西川垣内、中平、東台、中立、垣内尻、広谷、広野山及び堀内、山田のうち字牛谷、柳谷、清瀬、垣内、曾和、城ノ腰、裕、桧尾、井ノ下、上西平、中西平、下西平、南ノ町、長水谷、中東平、下東平、上東平、尾崎、広野谷、中尾、中ノ谷、溝添、下川原、中垣、山本、東ノ岡、辻合、溝尾、竹ノ下、松本、久保、中川原、井ノ上、田和、平畑、國木岡、後谷、向イ川、上井口、大井口手、西垣内、石塚及び鎌嵯胡山、野のうち字下山谷田、池奥、上ノ島、上井出、仲井出、中山谷田、上山谷田及び大谷、矢倉脇のうち字北谷、橋ヶ谷、柳ヶ谷、田中垣内、大垣内及び井関、橋谷のうち字上川原、山谷及び怒田、慶賀野のうち字上ノ平、ヶガノ台及び堂ヶ川、柱本のうち字西広、沓掛、清良坂、峠坂、紀伊見、鳶ヶ尾、折坂及び中ノ平、胡麻生のうち字高須台下、紀見のうち字上垣内、和正及び上平、原田のうち字ワラタ山及び高瀬、妻のうち字扇塚、菖蒲谷のうち字伏尾原、田ノ尻、松ノ本、田和垣内、中垣内、西畑、中畑、南岡、下六反、大原垣内、徳目、清谷、奥ノ谷及び瀧ノ上ノ山、杉尾のうち柿平、松本垣内及び古蒲、境原のうち字竹ノ平、長畑、黒末、柏谷、大橋、中尾崎、湯屋谷東原及び上平、上兵庫のうち字浦垣内及び西ノ谷、中下のうち字尾崎、知縄、越前、才ノ神、森ノ本、中通、窪、辻垣内、藪ノ本、犬飼田及び高山、芋生のうち字小島、芦原及び垣内、平野のうち字浦垣内、高月、下市ヶ峰、上市ヶ峰、森之後、柏ノ木及び柳ヶ坪、山内のうち字大津恵、知所、井上垣内、柏谷、曾和前、鍛冶屋垣内、東浦、菖蒲、次良垣内、箕台、池田天池及び庵垣内、中島のうち字塚穴、風呂尻、前原、樋ノ口、奥台、井出ノ上、竹ノ下、勿垣内、冷水、東新田、西新田、青池尻、霜子島、</p>

尾崎、市ノ木、桧之尾及び青池谷、下兵庫のうち字東新開、小白猪谷、西新開、朝妻、土井及び二十五台、河瀬のうち字口白猪谷及び口長平、赤塚のうち字田中、木落、梅ヶ本、去年川、小原、帯田、西所、土居、房屋及び城ノ尾、恋野のうち字去年川、長通、竹ノ垣内、西平山、尾崎、蟻ヶ芝、雲雀山、塙、西迫、東迫、奥之谷、清重郎尾、墓ノ尾、長二芝、森之北、与太郎井戸、岩久保、北大野山、大野山、彦三郎垣内、久保利、権兵エ垣内、瀬戸谷、中切、岩橋、土井、放生池、滝谷、円津庵及び木戸口、彦谷のうち字金総及び高松、学文路のうち字川端、土居、金尾松、吉岡、平殿坂、大田、玉西、松折、城ヶ尾、茶木畑、越畑、下土居、水木谷、岡ノ峯、茂原、塩谷、梅迫、畑山、横尾、幡天神、零岩、塚原、岡田、一本松、菖蒲谷、赤坂、有岡及びツツジ尾、霜草のうち字笹原、桧ノ谷及び奥大明、須河のうち字大平及び細ノ尾、只野のうち字下垣内、宮ノ芝及び池之窪、真土のうち字竹ノ下、向副のうち字大西島、庄ノ垣内、海田島、上ノ嶋、野田嶋、蔵垣内、東垣内、中垣内、田中台、土井、風呂谷、跨り尾、笠ヶ入道、戸屋ヶ嶽及び狼頭尾、清水のうち字触田、焼地蔵、久保、西園、鳥田、椿井、筒井、森前、棕ノ本、東岩坂、西岩坂、桧尾、狐神、堂の壇、鍋ヶ尾、三ツ池、松東坂、岡田、加賀根、聖り尾、小山、鉢伏、東藁谷、国城原、登り尾、中垣内、東ノ谷、長谷、森ノ本、塙、松西坂、中尾、池ノ尾、西川原、平谷、西藁谷、南馬場のうち字的場、漬口、稗田、下垣内、下前田、下市縄、上市縄、上前田、樋口、一ヶ坂、里神、水越、平尾、広良、腰細、東立石、西立石、上野、上垣内、真土田、西嶋、養生場、東垣内、砂張尾及び藁谷、賢堂のうち字中河原、冷田、東垣内、西垣内、西ノ前、西谷、妙見谷、堂ノ尾、岩掛ヶ、伝道坊、トチ谷、宮谷及び念仏尾、横座のうち字初王子垣内、田和垣内、丸屋垣内、中村垣内、大上垣内、寺垣内、善坊谷、花房垣内、千代ヶ岡、瀬ノ奥、西辻垣内、善坊峯、瀬奥峯、大西嶋、庄ノ垣内、中垣内、海田嶋、河原田、上嶋、東垣内、田嶋、蔵垣内及び鳥屋ヶ嶽、竹尾のうち字広浦、小谷、北之前、中垣内、中尾、東垣内、下山、城ノ谷、大谷、下大谷及び堂ヶ平、嵯峨谷のうち字塙、下和田、新春原、前田、宮ノ前、樽山、野田ノ藤、虹羅尾、中山、折付、鴨枝、岡崎、水ノ元、丹生野谷、足山、辨当、大人谷、滝谷、長尾、登り越、出岩、北谷、松尾、瀬間、蟻越し及び森田、九重のうち字神子峠、西之岡、溝ノ奥、仙之尾、奥ノ谷、大北、西原、神原、堂之向、芹田、牛房峠、岩軒、川原、梶ヶ岡、嵯峨尾、山陰、河端、山本、東垣内、小芋谷、芋谷、丸山、三太田、広ノ手、上の平、上ノ東及び河原谷、大野のうち字嵯峨道、西之戸、平山見付壇、西谷奥、霧尾、西谷口、宮谷尾、地蔵尾、稲本、東谷奥、上知山表原、東谷口、平山口、北田、住吉下、宮ノ小路及び薬師壺、名倉のうち字田原谷上ノ切、北山、北山五ノ切、田原谷下ノ切、北山四ノ切、北山三ノ切、北山二ノ切、北山一ノ切、矢落山、東塔之尾、中塔之尾、西塔之尾及び焼尾、名古曾のうち字中尾、井手口、地智間、荒糸、住吉尾、一里山、金井ノ段、尾崎、三味尾、並びに応其のうち字引ノ谷口、伏原庵寺峰、庵寺峰、中谷、平山及び山

<p>際の全域</p> <p>(3) 神野々のうち字上戸津井谷、極楽寺、下穴伏谷、上穴伏谷、大池尻及び西中山、野のうち字上井出、下井手、上之島及び仲田、岸上のうち字東浦及び横井出、吉原のうち字中山、東尾、上中村尾、東谷、東側、三番叟山及び櫻原山、山田のうち字三ツ石、右別当、真平、草床、梨子谷、大平口及び奥垣内、矢倉脇のうち字西山、柳ヶ谷、冷谷、高山、口根古、東善寺及び向浦、橋谷のうち字中ノ坊、塙平、広浦、風呂谷、不動平、大谷、東善寺、上平及び柳ヶ谷、北馬場のうち字去年谷、笹谷、平山及び峯ヶ芝、慶賀野のうち字父川、牛ヶ谷、笹尾、坂垣内及び下垣内、柱本のうち字父川、中山、ツヅラ折、野々垣内、杉ノ森、芋谷、上平、稲穂、西ノ谷、下平、杓掛、西広、深山及び上之平、胡麻生のうち字高須台上、向垣内、杉尾谷、向山及び横谷、細川のうち字新宮、五反田、西垣内、堂垣内、柿内垣内及び垣内、原田のうち字鴨ヶ峰、長平、西平中山、深谷東原及び山ノ谷、妻のうち字古大根及び大人ノ段、菖蒲谷のうち字段垣内、塙、東谿、東畑、清谷、南岡、大原垣内、奥ノ谷、下六反、中山及び北山、市脇のうち字仁王谷、仲田、口山谷、西寺田、東山谷及び奥山谷、杉尾のうち字奥山、登り尾、四本松、森垣内、餅尾原及び堂ノ本、境原のうち字弓場の段、西山通、湯屋谷西原、横手垣内、芋生谷、葛城山、山田垣内及び古垣内、御幸辻のうち字北山、若狭山及び中尾垣内、上兵庫のうち字塚崎、石佛、芝添、岡山、三通り、南嶋、穴田、高橋、池ノ尻及び檜之尾、中下のうち字西川、溝内及び流田、芋生のうち字鳥井戸、横枕及び松ヶ下、平野のうち字落合、菖蒲谷、上西谷、垣内、持田山、西山、西新田、松ヶ谷、細野谷及び原郷、山内のうち字東山、寺池、尾崎、瀬ノ奥、瀬ノ元、五郎谷、小田、小原、三本松、平山、谷尻、山迫及び大谷、霧草のうち字廣芝、打樋谷及び東山、垂井のうち字笹ヶ谷、岩倉、梅ヶ本、堂ノ本、榎木塚、庵崎、東鳥井、女房坪、露無及び池の内、中島のうち字高尾添、西山、垣添、霧山及び岡副、下兵庫のうち字山ノ谷、山添、窪り、井ノ尻、長緑、中野及び中山、河瀬のうち字奥白猪谷、千筒輪、滝名、大人之段、墓之段及び奥長平、赤塚のうち字和庄荘、洗戸、谷山、西ノ久保及び栗林、須河のうち字二又谷、西谷、場堤浦、弓引田和、矢落谷、尾鼻、栃谷及び平木尾、谷奥深のうち字若子淵、張尾峰、宮ノ坂、大迫、戸西谷、行者峯、土谷岡及び龍ノ尾、彦谷のうち字椿谷、細石、上ノ瀧谷、小倉谷、下ノ瀧谷、壁山、赤荘、小場谷、狼谷、中迫、猪之上、東峠、西峠、久保、水呑、鳴尾、白石谷、藤後尾及び崩谷、只野のうち字黒岩、北迫、笠岩及び蓮堂、恋野のうち字加賀谷、中ノ坂、鳴迫、赤坂、新井戸谷、真砂、百田及び中將倉、小原田のうち字薬師垣内、野田、上垣内及び中山、向副のうち字下河原田、河原田、三軒家及び川端、清水のうち字野手、東栄、中栄、西栄、石井、八王子及び梁原、南馬場のうち字西ヶ瀬及び外河原、賢堂のうち字下河原及び上河原、学文路のうち字北嶋、福塚、安田嶋、門田及び川端、横座のうち三軒茶屋、大柳及び西小平、真土のうち字中畑、尾上谷、丸垣内、御姥谷、大尾、赤坂及び垣内、九重のうち字西浦山、大野のうち字森脇、中島、北西之島及び上知山、名倉のうち字宮田尻、宮</p>	<p>田、城跡及び戸岩田、名古屋のうち字住吉坪並びに応其のうち字池尻の一部の区域</p> <p>みなべ地域</p> <p>みなべ町のうち次に掲げる区域</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 堺、埴田の区域 (2) 北道、南道、芝、東吉田、気佐藤の区域 (3) 山内の区域 (4) 東岩代の区域 (5) 西岩代の区域 (6) 上南部地区のうち南部川左岸より東側の区域 (7) 上南部地区のうち南部川右岸より西側の区域 (8) 高城地区のうち西側にあたる区域 (9) 高城地区のうち中央部にあたる区域 (10) 高城地区のうち東側にあたる区域 (11) 清川地区のうち西側にあたる区域 (12) 清川地区のうち東側にあたる区域 <p>田辺地域</p> <p>田辺市のうち次に掲げる区域</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 芳養地区 (2) 中芳養地区 (3) 上芳養地区 (4) 稲成地区 (5) 秋津地区 (6) 上秋津地区 (7) 秋津川地区 (8) 新庄地区 (9) 万呂地区 (10) 三栖地区 (11) 長野地区 (12) 龍神村小又川・龍神村湯ノ又・龍神村廣井原地区 (13) 龍神村宮代・龍神村殿原・龍神村東・龍神村西地区 (14) 龍神村安井・龍神村柳瀬地区 (15) 龍神村福井・龍神村甲斐ノ川・龍神村小家地区 (16) 中辺路町北郡、中辺路町西谷、中辺路町石船、中辺路町大内川、中辺路町栗栖川のうち初生・鷹の巣・戸土、中辺路町小皆、中辺路町澤、中辺路町水上、中辺路町内井川地区(栗栖川地域) (17) 中辺路町高原のうち富田坪・前田・差出・大島・仲田・北垣内、中辺路町温川、中辺路町大川地区(二川地域) (18) 中辺路町近露、中辺路町野中地区(近野地域) (19) 鮎川地区(鮎川地域) (20) 平瀬、和田、下川上、下川下地区(富里地域) (21) 面川、深谷、向山、木守、五味、熊野、竹ノ平地区(三川地域) (22) 本宮町伏拝のうち向栗須・渡り道・小峠・倉ノ平・下峪・下地・茶屋・念佛坊・中森、本宮町大居のうち上ミノ前・宮ノ前・下モノ前・倉鼻通・上ミ高尾・中高尾・下高尾・麓・瓦元通・保ノ谷通、本宮町三越のうち上久保、本宮町土屋屋のうち上垣内・下地・宮ノ平、本宮町三越のうち桃木平、本宮町本宮のうち高川原・産田前・新町・温水・大母山、本宮町大居のうち米光寺・下平・黒田・伊豆田・見付ヶ原、本宮町上切原のうち栗栖山・西平・向田・寺臺本宮町切畑のうち中畑ヶ・田淵・八之頭・井戸ノ本地区 (23) 本宮町小津荷のうち口の坪・広田、本宮町高山のうち中尾・居地・吹越谷、本宮町大津荷のうち日浦地区 (24) 本宮町小々森のうち向イ平、本宮町曲川のうち道明記、本宮町久保野のうち久保野平・
--	---

	芻木・水木平、本宮町下湯川のうち下地平・向田、本宮町田代のうち峯・上垣内・陰地・西谷・上向田・谷垣内・中家畑・前ノ川・下向田・岡崎・下垣内・フケ・久保、本宮町皆瀬川のうち川湯向い、本宮町上大野のうち小井平地区
白浜地域	白浜町のうち次に掲げる区域 (1) 大字椿 (2) 大字富田・十九洲 (3) 大字庄川 (4) 大字保呂・内ノ川 (5) 大字平 (6) 大字中・栄 (7) 大字才野 (8) 大字堅田 (9) 市鹿野地区、玉伝・大地区、城・小川・宇津木地区 (10) 久木・向平地区、中嶋・寺山・安居地区、口ヶ谷地区、田野井地区、寺山(小森)地区 (11) 矢田・安宅・塩野・田野井(追ヶ芝上・下)地区、矢田・大古・日置地区、日置地区、塩野地区

和歌山県告示第1343号

農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により、告示する。

平成18年11月14日

和歌山県知事 木村良樹

- 解除予定保安林の所在場所 伊都郡高野町大字高野山字護摩壇10の4(次の図に示す部分に限る)、10の6
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び伊都振興局並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1344号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により、告示する。

平成18年11月14日

和歌山県知事 木村良樹

- 解除予定保安林の所在場所 伊都郡高野町大字高野山字護摩壇10の4(次の図に示す部分に限る。)、10の6
- 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び伊都振興局並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1345号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成17年和歌山県告示

第1390号)の一部を変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により、次のように公表する。

平成18年11月14日

和歌山県知事 木村良樹

次は省略し、農林水産部水産局資源管理課、海草振興局産業振興部産業総務課、有田振興局産業振興部産業総務課、日高振興局産業振興部産業総務課、西牟婁振興局産業振興部産業総務課及び東牟婁振興局産業振興部産業総務課に備え置いて縦覧に供する。

和歌山県告示第1346号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年11月14日

和歌山県知事 木村良樹

- 道路の種類 主要県道
- 路線名 泉佐野岩出線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市根来1472番10地先から同市根来1472番1地先まで	旧	6.60 } 13.80	133.70	
同上	新	9.60 } 21.00	133.70	

和歌山県告示第1347号

平成18年和歌山県告示第1346号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年11月17日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年11月14日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1348号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年11月14日

和歌山県知事 木村良樹

- 道路の種類 主要県道
- 路線名 美里龍神線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考

		メートル	メートル
有田郡有田川町大字遠井字中尾677番1地先から同町大字遠井字塔之田378番1地先まで	旧	3.10 ? 11.20	197.70
同上	新	5.90 ? 11.70	197.70

和歌山県告示第1349号

平成18年和歌山県告示第1348号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年11月14日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年11月14日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1350号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年11月14日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 小豆島船所線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
和歌山市六十谷字南加納田300番5地先から同市六十谷字柳原116番1地先まで	旧	5.80 ? 7.00	289.50	
同上	新	5.80 ? 7.00	289.50	
同上	新	7.00 ? 7.50	300.00	

和歌山県告示第1351号

平成18年和歌山県告示第1350号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年11月14日から供用を開始し、旧

道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年11月14日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1352号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年11月14日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
有田郡有田川町大字清水字出張49番地先から同町大字三田字大垣内672番1地先まで	旧	5.10 ? 15.10	2,020.00	
同上	新	5.10 ? 15.10	2,020.00	
同上	新	11.25 ? 42.90	1,232.00	

和歌山県告示第1353号

平成18年和歌山県告示第1352号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年11月17日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年11月14日

和歌山県知事 木村良樹

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第119号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年11月14日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	政党・政治団体の別	備考

山田としお和歌山 県後援会	中畔達夫	山本哲嗣	和歌山市美園町5丁 目1番地の1	平成 18.9.29	政治団体	
熊野村塾	田畑稔	田畑稔	新宮市新宮4501-4	平成 18.10.4	政治団体	
土井ゆみこ後援会	大石智子	土井哲夫	橋本市隅田町芋生46 0-18	平成 18.10.10	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第120号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、

同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年11月14日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
いずみ正徳後援会	名称	いずみ正徳後援会	泉正徳後援会	平成 18.8.7	政治団体	
	主たる事務所の所在地	田辺市朝日ヶ丘17-14 朝日ヶ丘ビルヂング202号	田辺市本宮町伏拝983-2			
	代表者	小松成男	栗栖敬和			
前芝雅嗣後援会	代表者	二河田浩	嶋洋一	平成 18.9.19	政治団体	
山本直治後援会	主たる事務所の所在地	御坊市湯川町小松原113-12	日高郡美浜町和田1138-182	平成 18.9.25	政治団体	
福井康雄後援会	代表者	福井允子	福井常治	平成 18.9.27	政治団体	
片桐章浩後援会	代表者	尾山好則	宮田晋作	平成 18.10.2	政治団体	
	会計責任者	松田善彦	横山泰義			
直政会	主たる事務所の所在地	和歌山市砂山南2丁目1-43	和歌山市吹上2丁目2-3 サーパス吹上第2-1004号	平成 18.10.10	政治団体	
山下なおや後援会	主たる事務所の所在地	和歌山市砂山南2丁目1-43	和歌山市吹上2丁目2-3 サーパス吹上第2-1004号	平成 18.10.10	政治団体	
全国社会保険推進連盟和歌山支部	主たる事務所の所在地	和歌山市紀三井寺111-15	和歌山市中之島1518番地 和歌山MIDビル10F	平成 18.10.16	政治団体	
世耕弘成後援会由良町支部	主たる事務所の所在地	日高郡由良町門前153	日高郡由良町畑944	平成 18.10.16	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第121号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第2項及び第23条第1項の規定により、平成18年12月17日執行予定の和歌山県知事選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する日を次のとおり定めた。

平成18年11月14日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

- 1 基準となる日 平成18年11月29日。ただし、年齢については平成18年12月17日
- 2 登録を行う日 平成18年11月29日

3 縦覧に供する日 平成18年11月30日

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧の公告

新宮市から、都市計画の決定の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成18年11月14日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 都市計画の種類及び名称
新宮都市計画臨港地区(新宮臨港地区)の決定

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

新宮市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成18年11月14日

和歌山県知事 木村良樹

1 都市計画の種類及び名称

新宮都市計画用途地域の変更

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成18年11月14日

和歌山県知事 木村良樹

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	田辺市下万呂字裏代415-2、416-2、417-2、418、418-1、419-1、419-5、420、420-1、421-1、421-3、452-1の一部、452-8の一部、453-1の一部、453-4の一部、454の一部、454-1の一部、455の一部、455-1、農業用水路
許可を受けた者の住所及び氏名	御坊市湯川町財部1053番地1 株式会社ドラッグストアキリン 代表取締役 齊藤健一

監 査 公 表

和歌山県監査公表第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項及び第7項の規定により、平成18年10月2日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成18年11月14日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 門 三 佐 博

和歌山県監査委員 小 原 泰

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 年 月 日
和歌山県農業大学校	平成18年10月2日
学校法人大阪初芝学園(橋本校)	"
学校法人和歌山中央学園(和歌山中央幼稚園)	"
学校法人泉新学園(城山台幼稚園・三石台幼稚園)	"

2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第27号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項及び第7項の規定により、平成18年10月4日及び12日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成18年11月14日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 門 三 佐 博

和歌山県監査委員 小 原 泰

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関 名	監 査 実 施 年 月 日
伊都振興局総務室	平成18年10月4日
伊都振興局健康福祉部	"
伊都振興局産業振興部	"
伊都振興局建設部	"
財団法人和歌山県下水道公社	"
紀北県税事務所	平成18年10月12日
和歌山県公営競技事務所	"
那賀振興局総務室	"
那賀振興局健康福祉部	"
那賀振興局産業振興部	"
那賀振興局建設部	"

2 監査の結果

(1) 懸案・改善事項

伊都振興局健康福祉部

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成17年度末で約732万円の未収金となっており、前年度末に比し約17万8千円の増加となっている。

今後とも、新規未償還金の発生防止及び貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、引き続き組織的な債権管理に努められたい。

イ 生活保護費返還金の未収金については、平成17年度末で約256万8千円となっている。

平成18年3月に高野口町と橋本市が合併したことに伴い、高野口町在住の債務者(1名)にかかる生活保護事務が橋本市に移管されたことから、未収金の償還事務だけが残されることとなったが、今後橋本市との連携を図りながら、債権管理を一層徹底し、未収金の早期整理に努められたい。

伊都振興局建設部

土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成17年度末現在で約261万2千円となっており、前年度

と比較し約46万5千円減少している。

今後とも連帯保証人への督促、法的措置の適用等により未収金の回収に努められたい。

紀北県税事務所

県税の未収金については、滞納整理に努力された結果、平成17年度末における収入未済額(個人県民税を除く。)は約2億7,879万円と、前年度に比べ約2,128万円の減少となった。

今後とも、継続的な交渉・資産調査の徹底等により滞納者の現況把握に努め、特に悪質滞納者や高額滞納者に対する優先的な取組を行うなど滞納整理の強化を図り、収入未済額の縮減に一層努力され、債権管理に努められたい。

また、個人県民税についても、悪質な案件については、地方税法第48条に基づく、県の直接徴収を積極的に実施する等、県税収入確保に努められたい。

和歌山県公営競技事務所

平成5年度に発生した横領事件に係る弁償金について、平成17年度末における返済状況は下記のとおりである。引き続き未納者の収入状況等を十分把握の上、定期的な納入指導を行うなど、債権管理に努められたい。

記

平成17年度の状況 (単位:円)

調定額	収入済額	収入未済額
200,914,243	135,000	200,779,243

那賀振興局健康福祉部

ア 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金(元利合計)については、平成17年度末で約1,169万7千円の未収金となっており、前年度末に比し約56万7千円の減少となっている。

今後とも、新規未償還金の発生防止、及び貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、引き続き組織的な債権管理に努められたい。

イ 生活保護費返還金の未収金については、平成17年度末で約802万円となっており、前年度に比し約223万円増加(うち現年度分が約173万円と大幅に増加)している。

平成17年11月に紀の川市、平成18年4月に岩出市が誕生し、生活保護事務が両市の福祉事務所に移管されたことから、未収金の償還事務だけが残されることとなったが、今後両市との連携を図りながら、債権管理を一層徹底し、未収金の早期整理に努められたい。

那賀振興局産業振興部

過年度分の登記事務促進については、「未登記事

務処理計画」に則り、事務処理を進めているところであるが、平成17年度末現在、129筆が未登記として残っている。

これらの処理の促進については、現地に対応する公図が混乱していることや地域性等もあり、処理が困難な面は否定しがたいが、社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士会等の活用を今後とも強化継続するとともに、現在各市において実施している地籍調査事業との連携も図り、農業農村整備事業と併せて行う等手法を駆使し、未登記処理の促進に努力されたい。

(2) なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

正 誤

正 誤

平成18年10月27日付け和歌山県報第1805号目次中

ページ	段	行目	誤	正
1	左	上から10	鳥獣保護区	銃猟禁止区域